輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

北九州市交通局安全管理規程第18条の3に規定する「輸送の安全に関する情報の 記録及び保存方法」については、下記のとおりに定めるものとする。

1 記録及び保存する文書について

- (1) 安全マネジメントの方針作成に関する記録
- (2) 安全マネジメントの方針変更に関する記録
- (3) 是正措置及び予防措置に関する記録
- (4) 安全統括管理者から局長への報告内容に関する記録
- (5) 事故、災害等に関する情報の報告内容に関する記録
- (6) 安全マネジメントを進めるために必要な教育・訓練に関する記録
- (7) 内部監査に関する記録
- (8) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- (9) その他、安全統括管理者が必要とした記録

2 記録の作成について

- (1) 各営業所で所持している「輸送の安全に関する情報」は、各営業所で記録を作成する。
- (2) 営業推進課運輸サービス係で所持している「輸送の安全に関する情報」は、営業推進課運輸サービス係で記録を作成する。
- (3)「輸送の安全に関する情報」の記録は、事案発生日より7日以内に作成する。

3 記録の保存について

- (1) 「輸送の安全に関する情報」を記録した文書については、交通局長以下の経営幹部が回覧し、営業推進課運輸サービス係で一元的に保存するものとする。
- (2)記録した文書についての保存期間は、記録作成日より3年間とする。ただし、 関係法令により保存期間が定められているものは、その保存期間とする。

4 実施日

本規定については、平成26年1月6日から実施する。 付則

本規定については、平成29年4月1日から実施する。